

## 資料6

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件(案)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201000166 平成22年5月4日(山口県) 平成22年5月21日	インターホン	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する 火災が発生した。	<p>○当該製品のAC100V入力端子基板部において、異極端子間で放電した痕跡が認められた。</p> <p>○AC100V入力端子基板部と向かい合うブラウン管式ディスプレイの背面ガラス部に熱溶融が発生し、内部に向かう貫通穴が開いていた。</p> <p>●当該製品のAC100V入力端子基板部において、異極端子間でアーク放電が発生し、周辺の可燃物が焼損した可能性が考えられるが、焼損が著しいため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
2	A201000440 平成22年5月8日(千葉県) 平成22年8月25日	折りたたみ自転車 (小径車)	(重傷1名) 当該製品で走行中、段差を通過しようとした際、当該製品のフレームが折れ、前方へ転倒し、負傷した。	<p>○当該製品の前方下側フレームのメインロックボタンの左右穴部が楕円形に変形していた。</p> <p>○前方下側フレームの上部が破損しており、破損部を観察した結果、延性破面及び粒界割れが確認された。</p> <p>○前クイックリリースの締め付け力は緩かった。</p> <p>○当該製品の強度に異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品に乗車中、段差を上り下りしたときに前輪の後ろ方向に衝撃力が加わり、前方下側フレームの上部が変形し、前クイックリリースが外れ、前方下側フレームの切り欠き部から後方に引き裂かれるように破断したため、バランスを崩し、転倒した可能性があるが、製品の強度に異常は認められず、さらに強い衝撃力が加わった要因が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
3	A201000681 平成22年9月5日(岡山県) 平成22年11月17日	収納家具(ウォールラック)	(重傷1名、軽傷1名) 当該製品を組み立て、天井との固定板を取り付け設置された状態から、当該製品が倒れ、1名が重傷、1名が軽傷を負った。	○当該製品は、ネジボルト、カムロックの一部と突っ張り器具が未回収であったが、確認できた部品については変形・破損等は認められなかった。 ○不足部品を補充して当該製品を組立設置したところ、突っ張り器具が効いていない状態では不安定であったが、突っ張り器具を締め付けて固定すると、ぐらつき等の異常は認められなかった。 ○当該製品は、ネジボルト等に加え、付属のボンドを使用して組み立てるものであったが、当該ボンドが使用された痕跡は認められなかった。 ●当該製品の突っ張り器具の締め付けが不十分であったため転倒した可能性が考えられるが、突っ張り器具等の未回収部品の状況が確認できず、組立時の状況も不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
4	A201001115 平成21年4月13日(大阪府) 平成23年3月24日	自転車用幼児座席	(重傷1名) 幼児(4歳男児)を当該製品に乗せて自転車で走行中、幼児の足が車輪に巻き込まれ、負傷した。	○購入後7か月で左足乗せが破損、脱落した。 ○左足乗せが無い状態で当該製品を使用し、男児の足が後輪に巻き込まれ負傷した。 ○当該製品は事業者が事故の情報を入手した時点で既に使用者によって処分されていたため、確認できなかった。 ●当該製品の左側の足乗せが破損し、足乗せの無い状態で幼児を当該製品に乗せていたため、左脚が後輪に巻き込まれ、負傷したのと考えられるが、当該製品は廃棄されており、足乗せの破損部の確認・分析ができなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
5	A201100021 平成23年3月10日(東京都) 平成23年4月8日	液晶テレビ	(火災、軽傷1名) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生し、1名が負傷した。	○当該製品内部の電源基板及びメイン基板の焼損が著しく、電源基板が焼失していた。 ○電源コード等、他の部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電源基板やメイン基板等の焼損が著しく、確認できない部品もあることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
6	A201100532 平成23年10月12日(大阪府) 平成23年10月28日	ライター(点火棒)	(火災) 店舗において、当該製品を使用後、棚に置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品を用いてこんろに点火後、近くの棚上、プラスチックトレイ付近に置いて、その場を離れていたところ火災が発生した。</li> <li>○当該製品の外観は原型をとどめていたが、表面の半分以上に熱を受けた痕跡が認められた。</li> <li>○表示の有無は確認できなかった。</li> <li>○当該製品は、事業者が入手する前に廃棄されていた。</li> <li>●当該製品は使用後、棚の上に置かれた時に残火、若しくは、使用者が消火を確認せずに棚の上に置いたこと等何らかによって出火したものと推定されるが、当該製品の確認ができず、使用状況及び事故発生状況の詳細が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	
7	A201100601 平成23年9月26日(栃木県) 平成23年11月21日	電気衣類乾燥機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品は、全体的に焼損が著しく正面ドアが焼失し、コントローラーパネルは焼損して制御基板とともに取付位置から脱落していた。</li> <li>○当該製品内部前面の上下に使用しているPTCヒーターのうち、上側に取り付けられたPTCヒーターの焼損が著しく、PTCヒーターの端子2個のうち、1個の端子が接続線を含めて回収されておらず、確認できなかった。</li> <li>○制御基板に出火の痕跡は認められず、温度ヒューズは溶断していなかった。</li> <li>○内部配線の被覆は焼損し、芯線は露出していたが、短絡の痕跡は認められなかった。</li> <li>○電源スイッチ及びヒーターリレーの接点に、溶着の痕跡等は認められなかった。</li> <li>●当該製品の残存していた部品に出火の痕跡は認められないが、焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	
8	A201100795 平成23年12月21日(石川県) 平成24年1月6日	電気ミニマット	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コントローラー部やマットの大半は焼失し、ヒーター線の一部は確認できなかった。</li> <li>○残存していたマットの内側に、ヒーター線がずれていた痕跡が認められた。</li> <li>○内部配線及びヒーター線に明確な発火の痕跡は認められなかった。</li> <li>○使用者は、普段からベッドの上で当該製品を使用していた。</li> <li>●当該製品は、ヒーター線がずれて重なるなどして過熱し、焼損した可能性が考えられるが、コントローラー部などが焼失して確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
9	A201100859 平成24年1月9日(宮崎県) 平成24年1月20日	テレビ(ブラウン管型)	(火災) 発煙に気付き確認すると、火災が発生しており、建物が全焼した。	○当該製品は、電源スイッチがOFF状態であり、事故当時は主電源が切られた状態であった。 ○当該製品の焼損が著しく、主電源が切られた状態のとき、電圧が印加されている電源フィルター回路部の部品が確認できなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、確認されていない部品もあることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:不明 (製造時期から約8年~10年と推定)
10	A201100924 平成24年1月22日(大阪府) 平成24年2月2日	電気カーペット	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品のコントローラー表面の暖房面積切換スイッチ部周辺が溶融していた。 ○コントローラー内部の暖房面積切換スイッチの接点部の焼損が著しく、固定接点は回収されておらず、確認できなかった。 ○当該スイッチ以外の電気部品や電源コードに異常は認められなかった。 ●当該製品の暖房面積切換スイッチの接点間で接触不良が生じて異常発熱し、火災に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
11	A201100945 平成24年1月26日(静岡県) 平成24年2月6日	電子レンジ	(火災、死亡1名) 建物が半焼、1名が死亡する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○出火元は、当該製品やトースターが設置されていた台所の棚付近と推定された。 ○当該製品は、全体が焼損していたが、右側の操作パネル側の焼損が著しかった。 ○操作パネル内部のマグネトロン、ドアスイッチ、制御基板、インバーター基板等は全て焼損した状態であり、残存部品に出火の痕跡は認められなかったが、インバーター基板や操作基板に搭載されていた電気部品は、ほとんどの部分が焼失し確認できなかった。 ●当該製品は焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
12	A201100966 平成23年12月26日(大阪府) 平成24年2月10日	折りたたみ自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、当該製品のハンドルステム(ハンドルとフロントフォークをつなぐ支柱)が折りたたまれ、転倒し、負傷した。	<p>○当該製品の外観は、ペダルの端部に多少傷があった他は、擦過痕や錆等は認められなかった</p> <p>○ハンドルステム及びハンドル周辺に過大な衝撃が加わったような痕跡は認められなかった。</p> <p>○ハンドルステムのヒンジ部は、固定に必要なツメが折損し、ハンドルステムの上部に付いているツメを固定するためのクランプを固定するホルダーの破損が認められた。</p> <p>○破損したツメとホルダーの破面には、疲労破壊及び延性破壊の痕跡が認められた。</p> <p>●当該製品にハンドル周辺に衝撃を受けた痕跡がなく、破断面に疲労破壊及び延性破壊の痕跡が認められたことから、恒常的に加速時等でハンドルを手前に引く力がツメに加わり疲労破壊したものと推定されるが、詳細な使用状況等が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
13	A201100981 平成23年12月21日(埼玉県) 平成24年2月13日	踏み台	(重傷1名) 当該製品を使用中、転倒し、1名(80歳代)が負傷した。	<p>○使用者は、自宅の畳の上に設置した当該製品の天板の上に立って洗濯物を干していた。</p> <p>○当該製品の脚の1本が天板取付部から、製品内側方向に折損していた。</p> <p>○当該製品はパイン集成材を使用しており、折損部は木材同士を接着接合した箇所だった。</p> <p>○同等品による強度試験において、天板上方から4000Nを1分間加えたところ、製品に異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品の集成材の接着強度に不良があったか否かについては、確認できなかった。</p> <p>●当該製品を使用中にバランスを崩して転倒したものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明であり、折損した脚部の接着強度に問題があったか否かも確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
14	A201101021 平成24年2月11日(福岡県) 平成24年2月22日	電気カーペット	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、火傷を負った。	<p>○当該製品のコントローラー部の設定を確認した結果、電源スイッチは「入」で、暖房面積切替スイッチは右半分の位置であった。</p> <p>○当該製品の上にはカーペットカバーが敷かれた状態であったが、当該製品及びカーペットカバーともに中央付近(全体の約3分の1)が焼け抜けており、一部の部品が確認できず、右半分及び左半分ともほぼ同様に焼け抜けていた。</p> <p>●当該製品のカーペット中央付近の焼損が著しく、部品の一部も確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	



No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
15	A201101032 平成24年2月15日(沖縄県) 平成24年2月23日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は外郭及び内部とも焼損しており、樹脂部品は閉鎖弁カバーの下部を除いて、大半が焼損、焼失していた。 ○制御基板は焼損が著しく、基板に欠損箇所はないものの、電気部品の一部は確認できなかった。 ○その他の電気部品に、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、確認されていない部品もあることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:1年6ヶ月 ・資料5-(3) A201101039(電気洗濯機)と同一事故
16	A201101080 平成24年2月24日(東京都) 平成24年3月2日	エアコン	(火災) 異音とともに運転中ではなかった当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故時、当該製品は運転されていなかった。 ○端子台の接続電線が断線していたが、熔融痕は認められなかった。 ○電源基板及び室内基板の焼損が著しく、基板裏面のパターンが溶けており、基板上の部品はほとんど脱落していた。 ○送風用電動機、ドレンアップ用電動機、トランスの巻線に異常は認められなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、基板裏面のパターンが溶けており、基板上の一部の部品が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:不明 (製造期間から約3~4年と推定)
17	A201101081 平成24年2月24日(山形県) 平成24年3月5日	除雪機(歩行型)	(死亡1名) 当該製品を使用中、当該製品の回転部に巻き込まれ、病院へ搬送後、死亡が確認された。	○使用者は1人で除雪作業を行っていた。 ○エンジンがかかった状態のまま、ローター一部に男性の腕や胸が巻き込まれていた。 ○当該製品は製造が終了して20年以上経過しており、取扱説明書及び当該製品に装備される安全装置についての確認ができなかった。 ●当該製品を使用中、使用者がエンジンを切らずに除雪機前部に立った際に、何らかの原因でローター部分に衣服が引っ掛かり引き込まれたものと推定されるが、当該製品の確認ができず、また、事故当時の詳細な使用状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
18	A201101087 平成24年2月26日(北海道) 平成24年3月5日	除雪機(歩行型)	(死亡1名) 当該製品を使用中、当該製品と雪の壁の間に挟まれ、病院へ搬送後、死亡が確認された。	○使用者は、「当該製品をバックさせる際に運転操作を誤り、当該製品と周囲の雪山の間に挟まれた。」と説明していた。 ○当該製品には安全装置として、後進時の転倒による下敷き事故を防止するための安全クラッチが装備されていたが、製造後22年以上を経た製品であり、デットマンクラッチは装備されていなかった。 ●当該製品をバックさせる際に、当該製品と雪山の間に使用者の身体が挟まったものと推定されるが、使用状況の詳細が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
19	A201101090 平成23年12月6日(神奈川県) 平成24年3月7日	電動車いす(ジョイスティック形)	(重傷1名) 当該製品で走行中、違和感を感じ、停止して確認すると、左足が当該製品の外に出ており、病院で骨折していることが確認された。	<p>○当該製品がアスファルト舗装路を走行中に突然左に旋回したため、使用者が停車させたところ左足が足乗せから落ちていた。</p> <p>○アスファルト舗装路は広く平坦で、障害物となりうるものは認められなかった。</p> <p>○当該製品は、事故直前にインターロッキング舗装路を走行しており、車体が振動していた。</p> <p>○使用者は、事故以前から乗車中に足乗せから左足が落ちやすいと感じており、自分自身で足乗せに滑り止めシートを敷くなどしていたが、販売事業者には相談していなかった。</p> <p>○当該製品のサイドガード(乗車中に足が左右に動くのを制限するために、肘掛けの下に付いている部品)は小さく、左太股はシートの外側に動きやすい状態だった。</p> <p>○使用者の靴の左足つま先には、事故以前にはなかった擦過痕が認められた。</p> <p>●事故直前の車体の振動によって当該製品の足乗せから左足が滑り落ちたために、左足が車体の一部と接触してつま先を強く擦りながら巻込まれ、事故に至った可能性が考えられるが、事故状況の詳細が不明なため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
20	A201101092 平成24年2月26日(島根県) 平成24年3月8日	電気湯沸器	(火災) 宿泊施設で、通電中の当該製品を焼損し、周辺にあった鏡を破損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、本体背面の樹脂製の外郭が著しく焼損していたものの、内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品の電源コードが途中で断線し、溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定はできなかった。</p> <p>○当該製品は製造後約19年経過しているが、電源コードの断線部付近に著しい屈曲等の異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品の本体に出火の痕跡は認められず、電源コードに溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定はできなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
21	A201101145 平成23年12月4日(東京都) 平成24年3月23日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、ヘッドチューブ(フロントフォークの上のフレームの一部)が折れ、転倒し、負傷した。	<p>○使用者は事故の約1年前に当該製品を中古品として購入し、通勤等に使用していた。</p> <p>○使用者が当該製品を購入する以前の使用履歴は不明であった。</p> <p>○使用者が当該製品で平坦な舗装路を走行中に、当該製品から異音が生じたため、強くブレーキをかけたところ、ヘッドチューブが破断し、転倒した。</p> <p>○事故現場に障害物や溝はなかった。</p> <p>○当該製品のヘッドチューブは、上パイプと下パイプとの接続部から破断しており、積層材が接着面から剥離していた。</p> <p>○ヘッドチューブの側面と、上パイプの破断部近傍に擦過痕が認められた。</p> <p>●当該製品の上下パイプとヘッドチューブの接合部付近の積層材の接着面に剥離が生じて進展し、強くブレーキをかけた際の負荷で破断に至ったものと考えられるが、事故以前の当該製品の詳細な使用状況が確認できず、積層材に剥離が生じた経緯が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
22	A201101148 平成24年3月13日(静岡県) 平成24年3月26日	電動アシスト自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、異音とともにフレームが折れ、転倒し、負傷した。	<p>○当該製品のフレームは、ドライブユニット取り付けブラケットの溶接端部で折損していた。</p> <p>○破面には、左右溶接部を起点とする疲労破壊の痕跡が認められた。</p> <p>○破壊起点の溶接部右側は、パイプ母材を著しく溶融する溶接ビード(溶接跡)となっていた。</p> <p>○当該製品は、左右のクランクとペダルが交換され、チェーンケースを固定するステーが変形し、チェーンケース表面には擦り傷が認められた。</p> <p>●当該製品は、フレーム溶接部に微細な亀裂が発生したため、使用過程で徐々に亀裂が進行し、折損に至ったものと推定されるが、微細な亀裂の原因が溶接ビードの不具合によるものか、走行中に加わった衝撃によるものか不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
23	A201101152 平成24年1月18日(東京都) 平成24年3月26日	充電器(モバイル機器用)	(火災) 当該製品から発煙し、周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品に刺しキズや叩いたような痕跡は認められなかった。</p> <p>○バッテリー内部の銅箔を確認したところ、熱による溶解で数カ所穴が開いていることが認められた。</p> <p>●当該製品は何らかの原因によって、バッテリー部分が発熱したものと推定されるが、使用状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	



No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
24	A201200007 平成23年12月3日(千葉県) 平成24年4月5日	スチームアイロン	(火災) 当該製品を使用後、外出し、戻ったところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品の自動停止安全装置等の電気部品の一部は、焼損しており確認できなかった。 ○当該製品下部のかけ面内部にアルミが溶融した形跡が認められた。 ○当該製品の底部の残存物や温度センサーには出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は焼損が著しく、自動停止安全装置等の確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
25	A201200009 平成24年3月18日(宮崎県) 平成24年4月5日	電気ストーブ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故当時、当該製品はガードを下にして転倒し燃えていた。 ○ガードと畳との間に畳と異なる炭化物があったが、炭化物の特定には至らなかった。 ○転倒OFFスイッチは焼失し作動状況は確認できなかった。 ○当該製品は焼損が著しく、切換スイッチつまみは焼失し、通電状態であったかは確認できなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、事故当時の詳細な使用状況も不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
26	A201200012 平成24年3月16日(東京都) 平成24年4月5日	スピーカー	(火災) 当該製品に携帯型音楽プレーヤーを接続して置いていたところ、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品及び当該製品に接続していた他社製携帯型音楽プレーヤー共に焼損していた。 ○当該製品に付属するACアダプター電源により、当該製品の駆動及び他社製携帯型音楽プレーヤーの充電をしていたが、X線による内部確認及び出力確認を行ったところ、ACアダプターに異常は認められなかった。 ●当該製品及び当該製品に接続していた他社製携帯型音楽プレーヤー共に焼損していたことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
27	A201200017 平成24年3月23日(福岡県) 平成24年4月6日	ウォーターサーバー	(火災) 店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品内部に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードが断線しており、溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定はできなかった。 ○電源コードの焼損が著しく、電源コードの引き回し状態は確認できなかった。 ●当該製品の電源コードに溶融痕が認められたが一次痕か二次痕か特定できず、電源コードの引き回し状態も不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
28	A201200025 平成24年2月17日(北海道) 平成24年4月9日	除雪機(歩行型)	(火災) 当該製品を使用後、物置に入れ、エンジン停止後、炎が見えたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、既に使用者により廃棄処分されていた。 ○エンジンカバー、バッテリー及び配線被覆の焼損が著しいが、エンジン部分、燃料タンク、吸排気系統及びオガ一部分に焼損は認められなかった。 ○バッテリーの(+)端子側のターミナルに熔融痕が認められた。 ○当該製品が収容されていた物置は、直上の天井が焼損していたが、周囲には焼損物は認められなかった。 ●当該製品は、エンジンカバー、バッテリー及び配線被覆の焼損が著しいことから製品内部からの出火と考えられるが、現品の確認ができないことから、発火メカニズムの推定ができず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
29	A201200042 平成24年3月20日(福岡県) 平成24年4月16日	電動アシスト自転車	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○バッテリーは全てのセルにおいて、破裂や出火の痕跡は認められなかった。 ○バッテリーケース内部の基板は焼損が著しく、基板上の部品の異常の有無は確認できなかった。 ○駆動ユニットは外部は焼損していたが、内部は焼損していなかった。 ●当該製品の主要な電気部品には、出火の痕跡は認められず、外部からの延焼によって焼損した可能性が考えられるが、制御基板の部品の異常の有無が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
30	A201200062 平成24年2月25日(京都府) 平成24年4月20日	電気冷蔵庫	(火災) 事業所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、本体を構成する樹脂部分はすべて焼失して、底部に堆積しており、金属製の本体外郭は、背面及び内側上部の焼損が著しかった。 ○当該製品の背面下部(機械室内)の始動リレー、コンプレッサー、起動用電解コンデンサー等、残存していた部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品上部の配線類、ファンモーター、電源プラグ等が未回収であり、確認できなかった。 ○電源コードの断線部に熔融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定はできなかった。 ●当該製品の残存していた部品に出火の痕跡は認められないが、焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
31	A201200063 平成24年4月10日(富山県) 平成24年4月20日	電気式物干しシステム(室内用)	(火災) 建築中の建物で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品本体は焼損が著しいが、残存する部品から出火の痕跡は認められなかった。 ○制御ユニット、操作スイッチ端子台等が焼失し、確認できなかった。 ○操作スイッチは、ON状態であった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないが、焼損が著しく確認できない部品があることから、製品に起因するか否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
32	A201200093 平成23年3月21日(兵庫県) 平成24年5月1日	テレビ(ビデオ一体型)(ブラウン管型)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源プラグはコンセントに接続されていたが、事故当時は使用されていなかった。 ○バックキャビネットの後方上部が著しく焼損していたが、電源コードに断線や溶融痕は認められなかった。 ○電源スイッチ「切」の待機状態で、基板に電源が供給されている電源回路部の焼損状況が確認できなかった。 ●当該製品は、事故当時、コンセントに接続されていたが、使用されていなかったものと推定されるが、電源スイッチ「切」の待機状態でAC電源が供給される電源回路部の基板の焼損状況が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:約16年
33	A201200094 平成24年4月24日(東京都) 平成24年5月1日	電気冷蔵庫	(火災) 店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外郭は、前面より背面側の焼損が著しく、背面下部のコンプレッサー周囲が大きく焼損していた。 ○コンプレッサー周囲のリード線は、断線していたが溶融痕は認められなかった。 ○始動リレーのリレーカバーは焼損していたが、始動リレーには異常は認められなかった。 ○ヒーター、ドアスイッチ、サーモスタット、ファンモーター、コイルスプリング、霜取タイマーの接点板やモーター、運転コンデンサーには異常は認められなかった。 ○当該製品の電源コード及び電源プラグは焼失しており確認できなかった。 ○当該製品は延長コードを介し使用していたが、延長コードは焼損が著しくテーブルタップ部の樹脂が焼失していた。 ●当該製品の電気部品には出火した痕跡は認められなかったが、電源コード、電源プラグ部及び電源プラグを接続していた延長コードが焼損しており確認できなかったため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
34	A201200102 平成24年4月16日(沖縄県) 平成24年5月7日	折りたたみ自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、前カゴが外れるとともにブレーキがきかなくなり転倒し、負傷した。	○当該製品の前ブレーキと前かごを取り付けるナット等の部品が回収されておらず確認できなかった。 ○事故発生後、使用者の家族が前ブレーキのナットを取り外しており、事故当時の前ブレーキの取り付け状態は確認できなかった。 ○同等品を用いて締め付け力を適正トルクの半分以下で締め付けて再現テストを実施したが、ネジは緩まなかった。 ●当該製品の前ブレーキと前カゴを取り付けるナットが緩んで外れたため、前ブレーキ等が脱落し、前輪をロックしたものと推定されるが、事故発生時の前ブレーキの取り付け状態やナットが緩んだ原因が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
35	A201200108 平成24年3月26日(神奈川県) 平成24年5月7日	パネルヒーター	(火災) 当該製品を事務机に取付けて使用中、落下し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は事故当日に使用者により廃棄されており、消防、事業者、NITEも当該製品の状態を確認できなかった。 ●当該製品が廃棄されていたことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
36	A201200121 平成24年5月1日(北海道) 平成24年5月11日	ディスプレイモニター	(火災) 使用者が外出中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は全体に焼損しており、樹脂部品はすべて焼失していた。 ○内部基板は焼損していたが、基板の欠損はなく、また、基板上の部品が一部脱落していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定はできなかった。 ●当該製品内部に出火の痕跡は認められないが、電源コードの溶融痕が一次痕か二次痕か特定できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	資料5-(3) A201200119(デスクトップパソコン)及び資料6 A201200123(スピーカー)と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
37	A201200123 平成24年5月1日(北海道) 平成24年5月11日	スピーカー	(火災) 使用者が外出中、当該製品及び 周辺を焼損する火災が発生し た。	○当該製品は、右側スピーカーの焼損が著しく、樹脂部品はすべて焼失していた。 ○右側スピーカーの一部の基板が回収されておらず、確認できなかった。 ○右側スピーカーに残存していた基板等の電気部品に、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存していた部品に出火の痕跡は認められないが、焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	資料5-(3) A201200119(デスク トップパソコン)及び 資料6 A201200121(ディス プレイモニター)と 同一事故
38	A201200140 平成24年3月8日(福井県) 平成24年5月17日	電気ストーブ	(火災、死亡1名) 建物が全焼し、1名が死亡した。 現場に当該製品があった。	○当該製品は、焼損が著しく、接続されていたコンセントを含めて電源プラグから手元コントローラーまでの電源コード及び部品が未回収のため確認できなかった。 ○当該製品の本体及び電源コードの残存部からは、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は焼損が著しく、確認できない部品もあることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった。	
39	A201200152 平成24年4月13日(東京都) 平成24年5月24日	鍋	(重傷1名) 当該製品で調理後、蓋をしようと した際、手に火傷を負った。	○使用者は、当該製品の鍋口に付属の蓋を置いたところ、蓋がうまくはまらずに鍋の中に入った。 ○蓋が鍋の中に入った際、鍋の中にあつた油が使用者の手にかかった。 ○当該製品の蓋の直径は、鍋口の直径よりも約2.0mm大きく、蓋を鍋口に対し水平に置いたところ蓋が鍋の中に入ることはなかった。 ○当該製品の蓋を斜めに鍋口に押しつけたところ、鍋口がたわんで、蓋が鍋の中に入った。 ○蓋を鍋の中に入れるのに必要な力は、約8.5Nであった。 ○事故時の使用者の蓋の置き方についての詳細を特定できなかった。 ●当該製品の蓋が鍋口に押しつけられるように置かれたために鍋口が拡がり、蓋が鍋の中に入って、事故に至った可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	



No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
40	A201200166 平成24年5月18日(鹿児島県) 平成24年5月29日	エアコン	(火災) 異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○事故発生の6か月前、使用者は当該製品の電源プラグが差し込まれていたコンセントが黒くなっていたため、コンセントを交換していた。</p> <p>○当該製品の電源プラグ内部の焼損が著しく、両栓刃カシメ部付近を中心に焼損していた。</p> <p>○電源プラグ内部の電線カシメ部は、カシメ加工に加えてはんだ盛り処理が施されているなど接触不良が起きにくい状況であった。</p> <p>○電源プラグ部以外に異常は認めなかった。</p> <p>●当該製品の電源プラグ内部で異常が発生して、プラグ内部のカシメ部付近を中心に短絡が生じて出火したものと推定されるが、差し込まれていたコンセントが交換されており、電源プラグ内部の焼損も著しいことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
41	A201200208 平成24年6月7日(静岡県) 平成24年6月15日	空気清浄機	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<p>○焼損が著しい1階リビングでは、当該製品とガスファンヒーターが使用されていた。</p> <p>○当該製品はリコール対象製品の未対策品であった。</p> <p>○当該製品は焼損が著しく、電源ユニット、除湿エレメント、ヒーターユニットは未回収のため確認できなかった。</p> <p>○残存するモーター、制御基板、表示基板、配線、スイッチ等の部品には出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○ガスファンヒーター及び周辺の焼損も著しかったが、ガスファンヒーターは未回収で確認できなかった。</p> <p>●当該製品は焼損が著しく、残存する部品に出火の痕跡は認められなかったが、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
42	A201200305 平成24年7月18日(三重県) 平成24年7月24日	三輪自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、突然スイング機構(車体を左右に傾ける仕組み)が固定され、カーブを曲がれず河原へ落下し、負傷した。	<p>○当該製品は後輪が二輪の三輪自転車で、ハンドルに付いているスイング切替レバーを操作することで、車体のスイングと固定が切り替えできるものであった。</p> <p>○落下場所は緩やかな下り坂で、わずかに右にカーブしている場所であった。</p> <p>○事故当時にスイング切替レバーがスイング側になっていたか、固定側になっていたか確認できなかった。</p> <p>○スイング切替レバーは内側が破損し、スイング切替レバーの軸ボルトが緩んでいたが、軸ボルトを締め付ければ固定は可能であった。</p> <p>●当該製品で走行中、何らかの理由によりカーブを曲がり切れずに事故に至ったものと推定されるが、事故当時の詳細な使用状況等が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
43	A201200333 平成23年9月17日(京都府) 平成24年8月7日	電子レンジ	(重傷1名) 当該製品を使用中、感電し、負傷した。	<p>○使用者は当該製品を使用中、左手で当該製品の上部手前側面を支え、右手でドアに触った瞬間に感電した。</p> <p>○当該製品のアースは設置されていなかった。</p> <p>○当該製品は、事故翌日に廃棄されていた。</p> <p>●当該製品は廃棄されていて確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
44	A201200467 平成24年9月8日(岐阜県) 平成24年9月26日	靴(野球用)	(重傷1名) 当該製品を履いて野球をしていたところ、バランスを崩し、転倒、左手首を負傷した。	<p>○使用者は野球の守備練習中にバランスを崩して転倒し、左手首を骨折していたが転倒時の状況を覚えておらず、目撃者もいなかった。</p> <p>○当該製品のサイズ22.5cmは使用者の足の長さに適合していたが、靴ひもを締めた際、靴ひもが余るため、ひもを踏まないように輪っかを大きくして使用していた。</p> <p>○スパイク形状は、引っ掛かりが生じ易い形状ではなかったが、突起形状であることから、靴ひもの輪っかが引っ掛かる可能性はあった。</p> <p>○当該製品の靴ひもの長さは120cmであったが、2011年9月から他の靴と統一を図るため、110cmに変更されていた。</p> <p>●当該製品を着用中に、大きくしていた靴ひもの輪っか部分にスパイクが引っ掛かり転倒した可能性は考えられるが、事故時の状況は不明であり、足が滑ってバランスを崩して転倒に至った可能性も考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	